

Title	交換の正義：アリストテレス倫理学をめぐって
Sub Title	Aristotle's reciprocal justice in exchange
Author	丸山, 徹(Maruyama, Tōru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.1 (2003. 1) ,p.99- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	金子晃教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030128-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

交換の正義

——アリストテレス倫理学をめぐる——

丸 山

徹*

一

デイカイオポリス おゝ、ようこそ。饅頭喰いのポイオーティアの仁。何を持って見えたかね。

ポイオーティアの男 一口に申せば、ポイオーティアの名物一切合切で御座んす。

(中略)

デイカイオポリス それじゃ値はいくらにつけなさる。それとも何か別の品をここからあちらへ持って行くか。
ポイオーティアの男 左様、アターナイ⁽¹⁾にやあつてポイオーティアにやねえものを。

これはアリストファネスの最も初期の喜劇『アカルナイの人々』の中で、アテナイ人デイカイオポリスとポイオーティアの男との間にとりかわされる科白である。⁽²⁾ここでは各おのづかの土地の名物を交換しようとするふたりの登

場人物の間で商いの駆けひきがくりひろげられるわけだが、取引の条件は交換の当事者自らが保有する財と、相手の保有する財に対する欲望・需要の相対的な強さと、そして両者の交渉に依存して定まる。これは多数の主体から成る市場の需要・供給の均衡で価格が定まり、どの主体もこの市場価格を与件として行動せざるをえない取引のありさまとは全く様相を異にする状況であることを、まず心に留めておかねばならない。(第六節において再論。)

アリストテレースが『ニコマコス倫理学』第五巻において交換の正義を論じたとき、この哲学者の念頭にあった取引の形態は、右に引いた劇中の商いと似た孤立的交換であった。それは言うまでもなく、アダム・スミスやレオン・ワルラスの経済学の中で描写された如き、近代的市場経済ではなかったのである。

交換の場の、人を律する正義としてアリストテレースが論じた思想をめぐっては、古来、多くの解釈と論争が生じ、今日もなおいくつもの異った見解が併立している。以下、交換の正義をめぐる二、三の代表的な解釈を検討しながら、この觀念の基本的な内容と性格を明らかにしたいと思う。結論を预示するならば、交換の正義とは孤立的交換の場において提示される相互の欲望の強さに基づき、ある幅をもって定まる交換比率を取引に課する規律で、著しく主観的性格が濃厚な概念であることをまず確認したい。そしてそれはアリストテレースのいう分配の正義、矯正の正義とは区別されるべき第三の正義の範疇を形づくることを論じよう。

* 金子晃教授のご退任にあたり、長い間公私にわたって忝くしたご指導と、心あたたまるご交誼に対し、深く感謝の意を表したい。いま三田の山をおりてゆかれる教授の、ますますのご壮健とご健筆を祈つてやまない。

(1) アテーナイの呼称の、ポイオーティアでの方言。

(2) アリストファネス「2」七〇―七二ページ。

はじめに、交換の正義をめぐるアリストテレス自身の説明の要点を提示しておくことが必要であろう。

そもそも交易という共同関係が生まれるためには、たとえば大工と靴工といった、なんらかの分業（一方における過剰と他方における不足の相互的關係）が前提となる。

（かような共同関係が生ずるのは二人の医者の間においてではなくして、医者と農夫との間においてであり、総じて異なつたひとひとの間においてであつて、均等なひとひとの間においてではない。⁽¹⁾）

しかし、相互に交換される異つた二財の数量はある種の比例的關係をもたねばならない。ふたつのものが比例的關係をもつためには、それらに共通の単位が必要であろう。

（このことはしかるに物品が何らかの仕方において均等なものでないならば不可能であろう。だからして、……（中略）……あらゆるものが或る一つのものによつて計量されることを要するのである。この一つのものとは、ほんとは、あらゆるものの場合を包むところの需要にほかならない。けだし、もし必要が少しも存在しないか、ないしは双方に同じような仕方において存在しないならば、交易は成立せず、ないしは現在のような仕方での交易は成立しえないであろう。⁽²⁾）

こうして異質な二財相互の交換数量の間に比例關係を表現するための単位は主観的な需要の強さ、つまり自ら保有する財を手放し、それとひきかえに相手の保有する財を欲する欲望の強さである。そして需要の強さを表現する、いわば需要の代理者として、人々の「申しあわせに基づいて」貨幣⁽³⁾が生まれた。

（かくして貨幣はいわば尺度として、すべてを通約的とすることによつて均等化する。事実、交易なくしては共同關係はないのであるが、交易は均等性なしには成立せず、均等性は通約性なしには存在しない。もとより、かくも著し

い差異のあるいろいろのものが通約的となるということは、ほんとうは不可能なのであるが、需要ということへの関係から充分に可能となる。⁽⁴⁾

異質な財の交換に際しては、相手の保有する一定量の財を手に入れるために、自らが保有する財または貨幣の何程をよろこんで手放そうとするか、それによって交換主体双方の需要の強さが表現され、その相対関係によって交換が成り立ったり、成り立たなかったりするのである。

交換に際しては需要に基づく比例的関係がまず設定され、そのうえで具体的な応報⇨取引が遂行されねばならない。

〈まず両者の所産の間に比例に即しての均等が与えられ、その上で、取引の応報が行なわれることによって、いうところの事態は初めて実現されるであろう。もしそうでないならば、取引は均等でなく、維持されもしない。〉⁽⁵⁾ (傍点は引用者。)

〈国の維持されてゆくのは比例的な仕方でお互いの間に「応報」の行なわれることによってなのである。〉⁽⁶⁾
 ここで注意すべきは、取引のプロセスが (一) 比例的均等の設定、(二) そのうえでの取引の遂行という二段階に分割して把握されていることである。そして比例的均等に基づく交換の正義は、とくにこの第一段階にかかわるものと思われる。

交換の正義の実質的意義を明らかにするため、次節では今日の経済学の初等的な道具を用いて、孤立的交換の場面を検討してみよう。

(1) アリストテレス「5」上、一八七ページ。

(2) 同書、上、一八七—一八八ページ。

(3) 同書、上、一八八ページ。

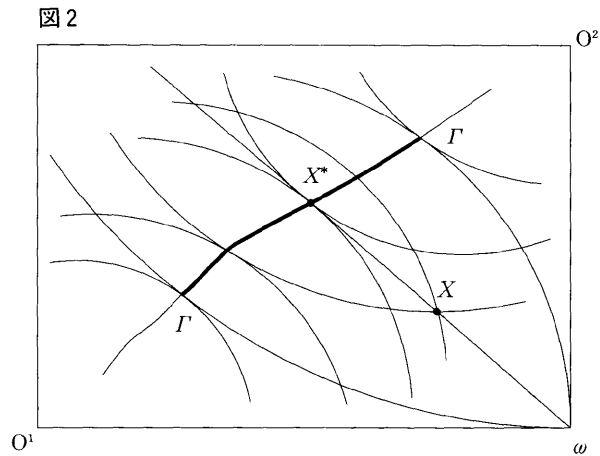
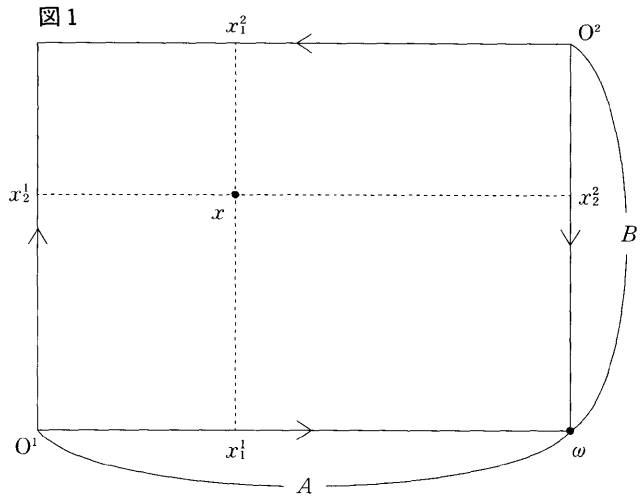
(4) 同書、上、一八九ページ。この引用文中、「通約的」という用語は、ギリシャ数学ではふたつの量が整数と整数の比で表わされることを意味し、ここでもその意味で用いられているのであろう。(弥永・伊藤・佐藤「16」四五―五二ページ参照。)さらに物と物との交換が生ずるためには、たとえば甲財を提供して乙財を欲する主体と、逆に甲財を手に入れるために乙財を提供しようとする主体がペアとならねばならない。つまり「逆向きの欲望の符合」が必要となる。ふたりの主体の欲望のパターンがこの意味で符合しなければ交換は生じえないのである。しかし、「一般的受容性」を具えた貨幣が存在するならば、このような経済の非効率性が除去されて、取引ははるかに円滑に進行するであろう。アリストテレスは貨幣の有するこのような機能についても明敏に理解しえているように思われる。(アリストテレス「5」上、一八九ページ。)アリストテレスの貨幣論はその徴利論とともにまことに興味深い内容を有するのであるが、この点については機会をあらためて論ずるべきであらう。

(5) アリストテレス「5」上、一八七ページ。

(6) 同書、上、一八六ページ。需要が社会を接合する絆と見たのはプラトン「30」も同様であった。(二三二ページ)。

三

いま交換に携る主体はふたり、財は二種類というごく簡単な経済を考える。⁽¹⁾二財の消費量を明示したベクトル x_i (i, j) を消費計画と呼ぶ。各主体 i ($i=1, 2$) は消費計画に対して選好の順序を有し、その順序を実数の大小を以て表現する函数を(その順序を表現する)効用函数と称する。効用函数の等高線、すなわち選好が同位であるような消費計画を連ねた軌跡を無差別曲線と通称するが、各無差別曲線の形状は右下りて原点に対して凸であることを想定するのが標準的である。交換に先立って、第一主体は第一財を A 量だけ保有しており、第二財は全く保有しないものとする。他方、第二主体は第二財のみを B 量だけ保有すると仮定する。各主体はその保有



の角 O^1 を第一主体にとつての原点、また右上の角 O^2 を第二主体にとつての原点とする。

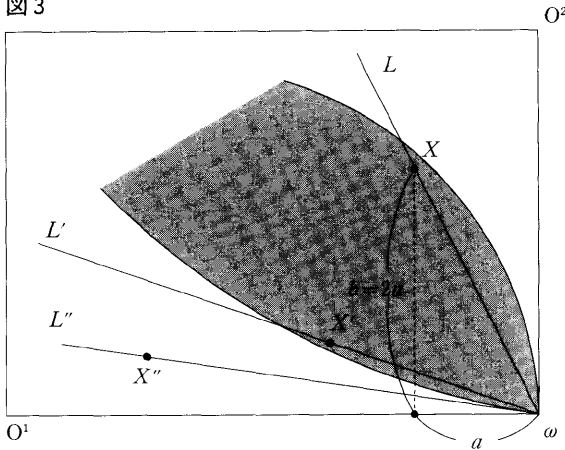
この長方形内の一点 x は、原点 O^1 から見ると、第一主体の消費計画 $x_1^1(x_2^1)$ を表わしている。この考えれば、長方形内の各点はふたつの財の存在量 A 、 B をふたりの主体の間で過不足なく分ける仕方、つまり配分を表わしていることになる。そして

する財を自家用の消費に充てることもできるし、またその一部(あるいは全部)を他の主体に供給して、そのかわりに自分の保有していない財を獲得することもできる。

さて横の長さが A 、縦の長さが B の長方形を描いてみよう(図1)。

この長方形の左下

図 3



二主体の当初の保有量を表わすベクトル $(A, 0)$ 、 $(0, B)$ は点 ω の同時に示されてゐる。この長方形の中にふたりの主体の無差別曲線を描き入れると図 2 の如くである。 O_1 に向つて凸の形状を呈している曲線群が第一主体の無差別曲線で、右上へいくにつれて選好の序列が高まる。また O_2 に向つて凸の形状を呈する曲線群が第二主体の無差別曲線で、左下方へいくにつれて選好の序列が高まるのである。

図 3 を見よう。いま当初の保有量を示す ω からスタートして、二財の交換比率が第一財一単位に対して第二財二単位（つまり価格比は二対一）であるとすれば、点 ω を通つて傾き二の直線 L に沿つて取引が行なわれることになる。たとえば点 X は、第一主体の保有する第一財の a 量と、第二主体の保有する第二財の b 量とが交換された結果を示している。交換の比率は二対一であるから $b = 2a$ である。また第一財三単位に対して第二財一単位（つまり価格比は一對三）とすれば、この条件下での取引は点 ω を通つて傾き三分の一の直線 L' に沿つて行なわれるはずである。

取引の結果、各主体の効用の水準は取引の前に比べて改善される場合もあるし、そうでない場合もある。再び図 3 を見よう。たとえば直線 L に示されるような交換比で取引を行ない、点 X に達しようとする、その結果、第二主体の効用は当初よりも改善されるが第一主体の効用水準はかえつて悪化し、後者にとつてこのような取引を行なう誘因は存在しない。しかし L や L' に示された交換比の下で到達しうる X 、 X' は両主体の効用がともに改善され

るのであるから、交換は両者にとって利益をもたらす。

つまり点 w を通るふたりの無差別曲線によって囲まれた影の領域に進む交換のパターンは両主体に交換の誘因を与える配分(財の分け方)の集合であり、この領域の外に位置する点は、どちらかの主体にとって不利な配分を示しているのである。⁽²⁾

(1) 詳しくは丸山「26」第四、五章を参照のこと。

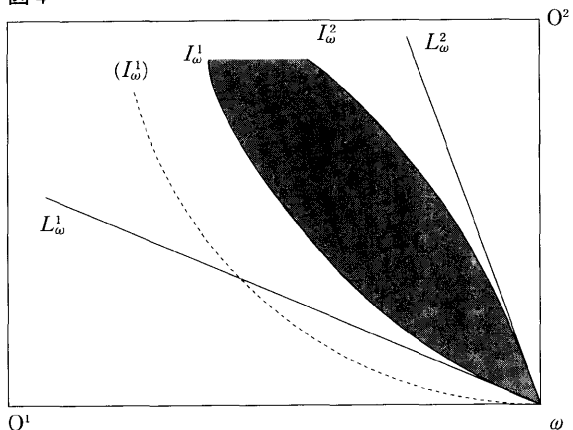
(2) 図 2 中の点 X は交換前の状態 w に比べれば、確かに両主体にとってより望ましい配分になっているが、最終的な落ち着きを具えた点とはいえない。なぜなら、両主体にとって X よりも望ましい点が依然残されているからで、実際、点 X を通る二主体の無差別曲線で囲まれる領域に進めば、両主体の効用はともに改善されるのである。しかし両者の無差別曲線がちょうど背中あわせに接する X^* のような配分に達すると、もはや両主体の効用を同時に改善することは不可能なので、取引は最終的に落ち着く。交換前よりも両主体にとって望ましく、しかも右に述べた意味で最終的な落ち着きを具えた配分は図 2 のうち、太く描かれた曲線 Γ Γ 上の点として理解することができる。曲線 Γ Γ によって表わされる配分の集合のことを経済学ではコアと呼んでいる。詳しくは丸山「25」五七八―五九二ページ。

四

前節までの議論を基礎とすれば、アリストテレースの交換の正義を明快に把握することができる。

図 4 を見ながら考えよう。点 w からスタートする交換が両主体にとって誘因を有するものであるためには、交換の比率がある範囲におさまっていなければならない。まず点 w を通る第一主体の無差別曲線 I_1^w にこの点で接線 L_1 をひくと、これよりも傾きの緩い交換比率では第一主体は取引の誘因をもたない。自らの保有する第一財に対

図 4



して、第二主体の保有する第二財が高価すぎ、そのような比率で交換を行なうよりも、現状 ω を維持する方がより望ましいからである。同様に点 ω を通る第二主体の無差別曲線 I_{ω}^2 にこの点で接線 L_{ω}^2 を描くと、これよりも急な傾きをもつ交換比率では、第二主体は取引の誘因をもたない。第二財に対して第一財が高価すぎるからである。したがって両主体がともに交換をつうじて効用を増加しうる余地をもつためには、二財の交換比率が右に述べたふたつの接線 L_{ω}^1 、 L_{ω}^2 の傾きの間の値であることが必要十分である。

しかし、たとえば第一主体の無差別曲線 I_{ω}^1 が図4の点線の如き形状 (I_{ω}^1) であるとすれば如何。この場合、第一主体にとって第二財に対する需要の相対的強度（第二財一単位を獲得するために喜んで提供する第一財の数量）が増したために、 L_{ω}^1 よりも緩い傾きをもつ交換比率でもなお交換の誘因が存在するのである。

このように両主体の選好を表わす無差別曲線の形状が与えられると、両者が交換の誘因をもつ二財の交換比率の範囲 $(L_{\omega}^1$ の傾きと L_{ω}^2 の傾きの間の値)が定まる。この範囲の交換比率によって交換を遂行することにより、両主体はともに効用水準を改善することが可能になるのである。

第二節で注意したとおり、アリストテレスは交換のプロセスをふたつの段階に分けて考えた。すなわち財の間の比例的均等の設定、そしてそのうえで相互的応報の実現である。第一の比例的均等を表現する単位は需要であり、この需要の強さを反映して定まる応報・交換の比率の範囲こそが、比例的均等を約束するのであった。

こう考えると、 L_w^1 と L_w^2 とによって上下を画された範囲の交換比率がちょうどアリストテレースの比例的均等を満たす比率に該当する——こう解釈するのはきわめて自然ではなからうか。アリストテレースの「交易的な共同関係」における、「比例に基づく応報的な『正』」、すなわち交換の正義の実質的な内容は、この意味での比例的均等にほかならない。⁽²⁾

では交換のプロセスの第二段階である相互的応報の実現、つまり実際の取引についてはなんらかの正義の準則が存在するのであろうか。この点についてアリストテレースは直接説き及んでいない。むしろ第一段階で定められた交換の正義の範囲内で、両主体の自発的な交渉をつうじて遂行される取引をそのまま認めるのがアリストテレースの意図と理解すべきであらう。その点、売買を当事者の自由な交渉に委ねるのを原則としたローマ法の立場とアリストテレースとの共通性が、法哲学史家の間でも指摘されている。⁽³⁾

(1) アリストテレース [5] 上、一八六ページ。

(2) アリストテレースの交換の正義を人間の欲望を基礎として主観主義的に解釈する見解として、まず Soudek [36] の先駆的研究が重要である。つづいて、この顧られなかった研究の意義を認め、多くの着想を示した Lowry [21] の優れた研究がひとときわ光彩を放っている。さらに Jate [17] がエッジワースのいわゆるボックス・ダイアグラムによる解釈を提示し、アリストテレースリチュルゴロセンエッジワースと連なる思想の流れを論じた。本稿もこれらの研究に触発され、また多くを負うている。Lowry [22] はギリシャ経済思想史に関する近時の力作である。ほかに Lowry [23] [24] も参照。本稿と異なる立場の研究として、後に述べるマルクス [27] や Schumpeter [33]、高橋 [41] [45] などと別にすれば、Gordon [13] がある。

(3) Lee [6]、Pringsheim [31] などを参照。

五

交換の正義としての比例的均等をこのように理解したうえで、次の一節に目を向けてみよう。

〔比例関係が結ばれるのは、双方が交換を行なった後ではなく、双方がまだ自分のものを持っている時でなくてはならない。さもなければ一方の端項が二倍得をすることになる。〕⁽¹⁾

この一節はアリストテレス倫理学の中でも甚しく難解とされ、多様な解釈が施されてきたのであるが、前節までの理解を前提とすれば、自然にその意味を了解しようように思われる。

また愛・友情を扱った『ニコマコス倫理学』第九巻の中にも同趣旨の一節があり、そこには「比例関係」の主観的性格が一層濃厚に読みとられる。⁽²⁾

図5を見ながら考えよう。引用文中、「双方がまだ自分のものを持っている時」というのは、交換に先立つ当初の状態、つまり両主体が点 ω にあることを意味する。そのときの両者の「値づもり」⁽³⁾によれば、二財の交換比率は L_1^{ω} の傾きと L_2^{ω} の傾きの間になければならない。それが交換における比例的均等にほかならないことは既に説明したとおりである。

さてこのような比率での交換が遂行され、たとえば点 X で表わされる配分が実現したとする。いま仮にこの点 X をスタート点としてさらに交換を行なおうとすれば、たしかにまだその余地が残っている。ただしこのときの二財の交換比率の範囲は、点 ω からスタートしたときのそれとは明らかに異なっている。つまり点 X を通る第一主体の無差別曲線 L_1^X はこの点で接する接線を描き、これを L_1^X とする。また同様に、点 X を通る第二主体の無差別曲線 L_2^X はこの点でひいた接線を L_2^X とする。点 X からスタートする交換が比例的均等を満たすためには、交換比率は L_1^X の傾きと L_2^X の傾きの間に求められねばならない。しかしこの範囲は、交換前の比例的均等 $(L_1^{\omega}$ の傾きと L_2^{ω} の

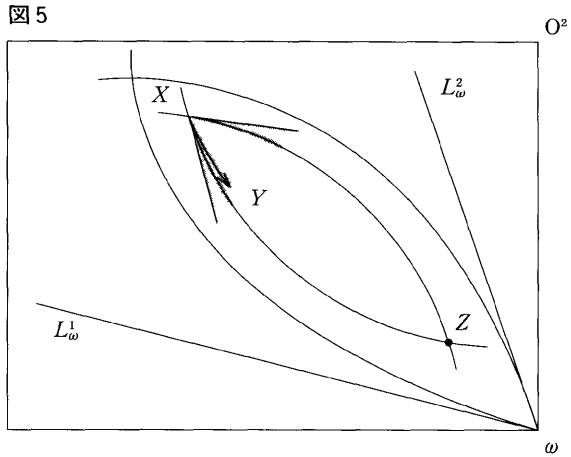


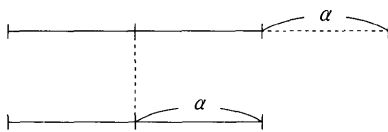
図 5

傾きの間)を満たすとは限らないのである。図 5 において、 X から Y へと進む交換は両主体の利益にならなっている。このとき第一財の第二財に対する交換比率は一对四であるように描かれている。しかし交換前の比例的均等を保証する交換比率は、この図では三対一 (L^0_ω の傾き) と一对三 (L^2_ω の傾き) の間となっており、一对四はこの範囲に属さない。点 ω から出発して、仮に一对四の比率で交換を行なおうとすれば、第二主体にとっては第一財が相対的に高価すぎ、当初 (ω) よりもかえって状態が悪化するであろう。交換に先立って両者に交換の誘因を与える交換比率は、交換事後のそれとは一般には異なるのである。

また先の引用文中、「一方の端項が二倍得をする」云々は比喩的な表現と考えられる。矯正的正義(後述)を論じた『ニコマコス倫理学』第五巻第四章に、この表現を理解するヒントが

与えられている。いま均等なふたつの線分の一方から長さ α の一部を切りとり、それを他方に加えるならば、その結果、後者は前者を 2α だけ上まわるであろう。(図 6 を見よ。)つまり、「二倍得をする」の一節はこれとの類推で意味を察することができる。(図 6 を見よ。)つまり、もし比例的平等を満たさない交換比率で取引がなされるとすれば、一方は交換の正義(比例的均等)が認める以上の効用の増加に恵まれ、他方はそれに対応した損失を蒙る。この

図 6



事情を比喩的に「一方の端項が二倍得をする」と表現したのである。この場合「端項」とはもちろん、交換の主体に対応する。

- (1) アリストテレス「5」一六〇ページ。この部分の翻訳としては全集版の方が意味が鮮明なので、それを用いた。
 (2) 同書、二九〇―二九一ページ。ここでは愛、友情が主題であるが、これらは経済的交換と同じ原理を以て論じられている。

〈通常の場合、代償はもちろん値打に応ずるものであると双方に思われるものでなければならぬ。……(中略)……この場合、評価は現に「受けて」持っているひとにそう見えるだけの値打によってではなく、むしろ、得る前にそのひとが値づもっていただけの値打によってなされなければならない。〉

- (3) 注(2)の引用を見よ。

(4) 図5において、 ω からスタートした交換の結果がXではなく、たとえばZであったとしよう。このような取引は両者の効用を当初(ω)よりも改善しているので交換の正義になつてゐる。点Zを通る両者の無差別曲線にこの点で接線 L_1^Z 、 L_2^Z を描くと、 L_1^Z よりも急な傾きを有するのが普通である。なぜなら点Zでは点 ω に比べて、第一主体のもつ第一財はより少なく、第二財はより多いので、第二財に対する第一財の緊要度は高くなつてゐると考えるのが常識的であろう。したがつて第一財一単位を減じ、そのかわりに第二財を幾分か増加せしめて同一の無差別曲線にとどまるための第二財の増量は、点 ω よりも点Zにおける方が大きい。それゆえ L_1^Z の傾きは L_2^Z の傾きよりも急であるのが普通である。同様にして、点Zにおける第二主体の無差別曲線への接線 L_1^Z の傾きは L_2^Z の傾きよりも緩いであろう。このような場合には、交換後Zに達した状況下での「値づもり」は、点 ω での比例的均等を侵犯しない。許容される比率の幅が、点 ω のときよりも縮小しているからである。もちろん L_1^Z が L_2^Z よりも緩い傾きをもち、 L_2^Z が L_1^Z より急勾配をもつ場合もありうるが、むしろそうでないケースが普通であろう。それゆえ、図5では点Xのような位置にある状況を想定して説明したのである。

- (5) アリストテレス「5」上、一八四ページ。

六

アリストテレスの交換の正義を経済学の視点から論じて、その後の研究に影響を及ぼしたのは、まずマルクスの『資本論』に指を屈する⁽¹⁾。マルクスによれば、アリストテレスは交換される相異なる二商品の中には、それらを通約する何らかの同等なものが含まねばならないことを見ぬきながら、「価値形態のより以上の分析を断念している」と評価されている。マルクスの立場から見れば、二商品に共通に含まれる同等なものとは、もちろん抽象的人間の労働にほかならない。アリストテレスの所論が一見、マルクスの価値形態論の展開を連想せしめることは誰れもが認めるところであろう。しかしアリストテレス自身は、相異なる二財を通約する「この一つのものとは、ほんとうは、あらゆるものの場合を包むところの需要にほかならない」と明言している⁽²⁾。交換の正義があくまでも主観主義的な立場から論じられていることは、既に引用したアリストテレス自身の言葉から十分に立証されているはずである。この立場を踏み越えて、価値の実体としての労働にアリストテレスが接近しつつ、しかしそれを断念したかのように見るのは、マルクスの牽強附会の解釈と言わざるをえない。

他方シユムペーターは、アリストテレスの所説に対する労働価値説的解釈に共感を寄せつつも、結局、アリストテレスの意図する交換の正義が「正常的競争価格」の下に達せられるとみなす解釈を採用している⁽³⁾。

〈Aが靴をBの数片のパンと物々交換するときには、アリストテレスの正義は、両種のおのおのの正常的競争価格によって乗算されるときに、靴と数片のパンとが等しいことを要求する。〉⁽⁴⁾

しかしシユムペーターの解釈は、第一節に述べたように、アリストテレスの想定する取引の形態が競争的な市場経済ではなく、孤立的交換の場面であることを見落としている。

ここでシユムペーターの言う「正常的競争価格」とは、

〈個々人は自由にこれを動かさえず、ただ与えられたものとして受けとるほかはないような価格〉⁽⁵⁾

を意味する。このような価格はいかなる状況の下で成立するか。最も簡明なのは、取引に参加する主体が一堂に会し、競売人を伴う市場を想定することである。競売人はまず価格をひと組提示する。各主体はこの価格の下で望ましい需要・供給計画を定め、これを競売人に告知する。競売人は各財の総需要・総供給を計算し、超過需要の正負に応じて価格を調整し、新しい価格を提示する。各主体はその下で再び需要・供給を決定し、競売人はさらに価格を調整する。このような試行錯誤を繰り返すことによって、市場はついにすべての財の需要・供給が等しくなるような価格に到達し、これがこの市場の取引価格となるのである。

ここで、全主体が一堂に会する共通の市場が存在するという想定を除去すると、事態は一変せざるをえない。取引条件は、一部の売手・買手の「かけひき」ないしは交渉^{バリエーティング}によって定まるはずで、取引の相手が変われば取引条件もまた変わらざるをえない。こうした、いわば分断された経済では、市場の競売人の示す価格にあわせて、全主体が受動的に需給計画を決定するというが如き、一種交響樂的なハーモニーは到底期待されそうにない。アリストテレースが想定した交換の場合は、明らかにこのような分断された経済の状況であった。

ところで分断された経済を考えるにしても、各主体にとつて、何を、どこで、またいくらで売っているかという情報が完全であり、しかも取引にはいかなる摩擦要因も存在しないとすれば、当初存在しうる価格の差はやがて消滅し、「一物一価」が成立するであらう。売り手の数が少なければ、かれらの間に協定が結ばれる可能性があるが、小規模な売り手の自由な参入が行なわれるならば、やがて正常水準を超えた超過利得は消滅し、正常的競争価格に到達するのである。しかしこの状態に到るまでの主体は多少なりとも価格支配力をもっている⁽⁶⁾のであって、そうしたプロセスの極限において、はじめて正常的競争価格が現出するのである。

繰り返すが、アリストテレースが考察の対象としたのは、このように多数の主体が参加する整備された市場ではなく、あくまでも孤立的交換の場であった。この点に鑑れば、シュムペーターの理解は適切でないと思われる。

- (1) マルクス [27] 五五―五六ページ。
- (2) アリストテレース [5] 上、一八八ページ。
- (3) Schumpeter [33] 六〇ページ。
- (4) 同書六二ページ。
- (5) 同書六一ページ。
- (6) 丸山 [26] 一二二ページ以下を参照。

七

交換の正義の具体的意味内容については、これまでの叙述を以てほぼ明らかになったと思われるので、次にアリストテレース正義論の枠組におけるその位置について論じよう。

「正」は適法的事と、均等的事であることの両義を含み、「正義」とは

〈ひとびとをして正しきを行なわしめ、正しきを願望せしめるような……(中略)……『状態』〉⁽¹⁾

をいう。この一般的意味での正義は「完全な徳」⁽²⁾にほかならない。一般的正義と徳とは同一物であるが、両者は語られる観点を異にする。

〈他人への関連において見られるかぎりそれは正義であるし、こうした関連を離れて純粹にかかる「状態」⁽³⁾として見られるかぎり徳なのである。〉

一般的正義の一部を占めるものとして特殊的正義が区別される。これは名誉、財貨、安全など、利得より生ずる快樂を動機とするものにかかわる。特殊的正義はさらに分配の正義、矯正の正義、交換の正義の三つの範疇に分れる。従来、多くの研究が、第三の交換の正義を前二者と独立に扱わず、「交換的正義は両者より生ずるものなり」とする解釈を採ってきたが、ここでは三つの範疇をそれぞれ異なった独立のものと考えたい。

(一) 分配の正義

まず分配の正義とは、名誉や財貨など国の公民に分たれるべきものの分配にかかわる正義である。この分配にあたっては、

「正しい」わけまへは何らかの意味における価値に相応のものでなくてはならないことは誰れしも異論のないところであろう。

という。ふたりの人間の何らかの意味における価値がそれぞれ A 、 B で、このふたりに分け与えられる名誉や財貨の価値を C 、 D とすれば、 A と B の比が C と D の比に等しいことこそ、アリストテレスのいう分配の正義の内容である。つまり、

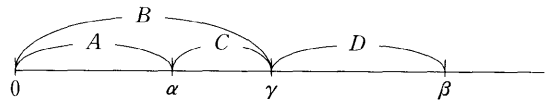
$$\frac{A}{B} = \frac{C}{D}$$

であり、これは

$$\frac{A+C}{B+D} = \frac{A}{B}$$

としても同じことである。ただし A 、 B 、 C 、 D は必ずしも数字的に表現できる大きさとは限らず、また A と C 、

図 7



B と D を加えるという操作も厳密に考えれば意味がないのであるから、分配の正義をこのよ
うな数式になぞらえて表現するのは、単に説明上のアナロジーにすぎないのである。
しかしながら、この正義の概念はギリシャ数学における幾何平均の考え方に対応している
ことは、アリストテレス自身の述べているとおりである。ふたつの正の実数 α 、 β に対し
て

$$\gamma = \sqrt{\alpha\beta}$$

を、 α と β の幾何平均と称する。 $0 < \alpha < \beta$ とすれば、これは

$$\frac{\gamma - \alpha}{\beta - \gamma} = \frac{\alpha}{\gamma}$$

と書いても同じことである。図7を見よう。いま $\beta - \alpha$ を α と γ の価値をもつ人に $\gamma - \alpha$ 、
 $\beta - \gamma$ ずつ分配したときに上記の等式 $(\gamma - \alpha) / (\beta - \gamma) = \alpha / \gamma$ が成り立つと考えれば、この
関係がちょうど $A/B = C/D$ に対応するのは容易に了解されるであろう。⁽⁶⁾

要するに分配の正義とは、何らかの人間の価値の不均等を前提とし、国にプールされた名誉や財貨は人の「価
値に相應の」比率で分配されるべきことを主張しているのである。

〈もし当事者が均等なひとびとでないならば、彼らは均等なものを取得すべきではないのであって、ここからして、
もし均等なひとびとが均等ならぬものを、ないしは均等ならぬひとびとが均等なものを取得したり配分されたりする
ことがあれば、そこに闘争や悶着が生ずるのである。〉⁽⁷⁾

(一) 矯正の正義

矯正の正義は随意的（販売・購買・質入・貸借……）および不随意的（窃盗・姦淫・投毒・殺人・強奪……）など、もろもろの人間交渉において、その両当事者の利得・損失の平衡を維持し、すべての平衡の破壊を矯正するものである。

矯正の正義の適用に際しては、分配の正義の場合と異なり、当事者の軽重善悪は全く考慮されることはない。

（法の顧慮するところはただ善悪の差等のみであり、どちらかが不正をはたらきどちらかがはたらかれていゝこと、どちらかが善悪を与えどどちらかが与えられたということが問題なのであって、法は彼らをいづれも均等なひとびととして取扱う。）

利得・損失の平衡が破壊されたとき、矯正の正義は利得・損失の「中」の実現を要求する。それは「算術的比例」に即しての「中」にはかならない。⁽⁸⁾

数 α 、 β の算術平均 γ は

$$\gamma = \frac{\alpha + \beta}{2}$$

を以て定義される。元来均等であつたふたつのものが、一方の強奪によつて α 、 β の大きさになつたとき、正義はその「中」として $\gamma = (\alpha + \beta) / 2$ を各当事者に帰することにより、その平衡をとり戻すのである。

さらに、自由な意志による売買の結果が矯正の正義によつて正されるのは、取引に際して欺瞞もしくは錯誤に由来する当事者間の紛争が生じた場合に限る。⁽⁹⁾

(二) 交換の正義

最後に、第三の交換の正義の意義・内容については既に詳しく述べた。

交換の正義は分配の正義とは明らかに異なる。第一に、分配の正義は名誉や財貨など、まず公にプールされたものの分配にかかわるものであるのに対して、交換の正義は、各主体の保有物の相互的交換にかかわるものである。この点、ふたつの正義の適応される場面が異なるのである。第二に、分配の正義を律するのは、なんらかの人間の価値に基づく、「価値に相応の」という原理であるのに対して、交換の正義を律するのは、主観的な効用で評価された需要の強さに基づく応報の原理である。

また交換の正義は矯正の正義とも全く異なる。前者は二主体間の自由な意志に基づく相互的交換を扱うのに対して、後者はむしろ、欺瞞や錯誤によって生じた事後的な平衡の逸脱を正すことを目的とする。平衡を復元する原理は機械的な算術平均によるのであるが、他方、交換の正義を律するのは、繰り返し述べたとおり、主観的な応報の原理であった。

こうして、交換の正義は他のふたつの正義とは、適用の対象・場面も、またそれを律する原理も全く異なった範疇として区別されねばならない。

分配の正義はギリシャ数学における幾何平均になぞらえて説明され、矯正の正義は算術平均に対応するものとして理解された。一方、交換の正義については、その数学上の対応物をアリストテレスは明示していない。スーデック「36」とロウリー「21」「22」は、ギリシャ数学上のもうひとつの代表的平均概念である調和平均がちょうど交換の正義に対応するという解釈を提示した。他のふたつの正義が幾何平均と算術平均に対応する以上、残る交換の正義と調和平均とが対応すると推理するのは全く自然である。しかしこの解釈の妥当性は自明とはいえない。

正の実数 α 、 β の調和平均 γ は

$$\gamma = \left\{ \frac{1}{2} \left(\frac{1}{\alpha} + \frac{1}{\beta} \right) \right\}^{-1}$$

と定義される。たとえば6と12の調和平均は8で、それは6よりもその三分一だけ大きく、12よりもその三分の一だけ小さい。ちなみに6と12の算術平均は9であり

$$6 : \text{算術平均}(9) = \text{調和平均}(8) : 12$$

なる関係が成り立っている。実は一般にふたつの正の実数 a と b の算術平均を γ_A 、調和平均を γ_H とすると

$$a : \gamma_A = \gamma_H : b$$

なる関係が必ず成り立つことは容易に証明することができる。 $a = 6$ 、 $b = 12$ とした特別の場合が上記の事例である。8は $6 \times (4/3)$ として得られ、その逆比 $3/4$ を12に乗ずると $9 = 12 \times (3/4)$ を得る。また $3/2$ とその逆比 $2/3$ を用いると $9 = 6 \times (3/2)$ 、 $8 = 12 \times (2/3)$ である。両端6、12に逆数を乗じて算術平均と調和平均が求められる。そしてこの方法によって、アリストテレスは四音階テトラコードの構成を試みた証拠が残されている。⁽¹⁰⁾ここで用いられた12、9、8、6という数字は偶然恣意的に選ばれたものではなく、正六面体の幾何学的性質にちなむ。ギリシャ人にとってはやや神秘的な意味をもつ数字であることにも注意しておきたい。

さて二財の交換において、たとえば第一財一単位に対して第二財四単位が交換されるとすれば、逆に第二財一単位に対して第一財四分の一単位が交換されるわけで、ちょうど逆比の関係になっている。これは6と12を両端項とし、それぞれに $2/3$ や $3/4$ およびその逆数を乗じて算術平均、調和平均を求めた方法と類似性を有する。両端項にある分数とその逆数を作用させて、ハーモニーの美しい結果を見出そうという方法としてみると、たしかに

アリストテレスの四音階の構成法は交換の正義の発想法の原型になっていると考えることができよう。

しかし交換の正義が調和平均と対応すると限定的に考えることには無理がある。実際、交換の正義は交換比率の一定の範囲を指示するものであるのに対して、調和平均はただ一点を指し示している。むしろ、交換の正義に対応する数学的概念は四音階構成法に見られる如き、両端項にいろいろな逆数を作用させて、各種の平均（その中に調和平均も含まれる）¹¹美しいハーモニーを生み出す点を見出す方法であった。

かつて高橋「41」は三つの正義の関係を次のように把握しようとした。

〈分配的正義は幾何學的比例の原則より出で、補正的正義は算術的比例の其れより發す。然るに交換的正義は兩者より生ずるものなり。例へば、吾人は先づ貨物及び人物を幾何學的に比較す。即ち建築師が靴工に對するが如く、一定數の靴は家屋に對するなり。次いで吾人は靴工に一軒の家屋を與へて、兩當事者をして不平等ならしむ。吾人は而して後、靴工より靴を以て見積られたる該家屋に等しき價值のものを取り去り、之れを建築師に償還して、算術的に平等を回復するなり。〉⁽¹¹⁾

実は交換の正義とは高橋のいう「一定數の靴は家屋に對する」まさにその比率を規定するものであり、しかもそれは分配の正義とは異なって、幾何平均的ではなく「応報の原理」によつて律せられるのである。矯正の正義と交換の正義の区別も既に詳述したとおりである。我々の観点からは、高橋の解釈は妥当でないように思われる。

(1) アリストテレス「5」上、一六九ページ。

(2) 同書一七三ページ。

(3) 同書一七四ページ。

(4) たとえば高橋「41」三七七ページ。

- (5) アリストテレース [5] 上、一七九ページ。
- (6) アリストテレースの正義論と平均の概念との関連については、かつて慶應義塾大学大学院の私の教室で宮木一平君の研究報告を聴き、触発されることが多かった。Boyer [8] Chap. 4を参照。
- (7) アリストテレース [5] 上、一七九ページ。
- (8) 同書一八二ページ。
- (9) 高橋 [41] 三四ページ。
- (10) アリストテレース [6] 六五一―六五二ページ。私は音楽の歴史や理論に関する知識に暗く、ピアニスト高崎美保夫人から懇切なご教示をいただいたことを感謝する。ドナルド・H・ヴァン・エス『西洋音楽史』船山他訳（新時代社）昭和六十一年、二〇―二七ページ参照。
- (11) 高橋 [41] 三七ページ。

八

私は前節の末尾に高橋誠一郎の見解を引用し、これにやや批判的な評価を述べた。しかし充実した高橋の筆のはこびには思わず襟をたださずにはいらぬ厳格な思索の痕跡が鮮明である。高橋のこの長大な論文に対し、福田徳三は『改造』昭和三年一月号にきわめて攻撃的な論文を寄せた。高橋 [42] はただちにこれに応じて福田の軽率な誤読を指摘し、

〈博士よ、願くは、遡りて僅かに二葉を繰るの勞を惜まるゝ勿れ。⁽¹⁾

〈「學問の前には、師もなく弟もなし」。博士よ、余が直言を叱責すること勿れ。⁽²⁾

と激しい言葉で福田を論駁した。私はこの古い論争を机上に追いつながら、私自身もこの論争に参加するような心ぐみで、アリストテレース倫理学を読み、得たるところを率直に書きとどめたのである。

- (1) 高橋 [42] 一九ページ。
 (2) 高橋 [44] 一六三ページ。

参考文献

- [1] Alter, M., "Aristotle and the Metallist Tradition: A Note", *History of Political Economy*. 14 (1982), 559-563.
- [2] アリストファネース『アカルナイの人々』村川堅太郎訳(岩波書店)昭和四三年。
- [3] アリストテレス『弁論術』山本光雄訳『アリストテレス全集』一六(岩波書店)昭和四三年。
- [4] 『政治学』山本光雄訳『アリストテレス全集』一五(岩波書店)昭和四四年。
- [5] 『ニコマコス倫理学』(上、下)高田三郎訳(岩波書店)昭和四六―四八年。
- [5] 『ニコマコス倫理学』加藤信朗訳『アリストテレス全集』一三(岩波書店)昭和四八年。
- [6] 『断片集』『アリストテレス全集』一七(岩波書店)昭和四七年。
- [7] Ashley, W. J., "Aristotle's Doctrine of Barter", *Quarterly Journal of Economics*, 9 (1895), 333-342.
- [8] Boyer, C.B., *A History of Mathematics*, (Wiley, New York) 1968.
- [6] Finley, M.I., "Aristotle and Economic Analysis", *Past and Present*, 47 (1970), 3-25.
- [10] 『The Ancient Economy, 2nd ed.』(Penguin Books, London) 1973.
- [11] Gordon, B.J., "Aristotle, Schumpeter, and the Metallist Tradition", *Quarterly Journal of Economics*, 75 (1961), 608-614.
- [12] 『Aristotle and Hesiod: The Economic Problem in Greek Thought』, *Review of Social Economy*, 21 (1963), 147-156.
- [13] 『Aristotle and the Development of Value Theory』, *Quarterly Journal of Economics*, 78 (1964), 115-128.

- [14] ———, *Economic Analysis Before Adam Smith*, (Macmillan, London/Basingstoke) 1975.
- [15] 岩田晴夫『ブリストルテレンスの倫理思想』(岩波書店) 昭和六〇年。
- [16] 弥永昌吉、伊藤俊太郎、佐藤徹『ギリシヤの数学』(共立出版) 昭和五四年。
- [17] Jaffé, W., "Edgeworth's Contract Curve: Part 2, Two Figures in its Protohistory: Aristotle and Gossen", *History of Political Economy*, (1974), 381-404.
- [18] Kraus, O., "Die aristotelische Wertheorie in ihren Beziehungen zu den Lehren der modernen Psychologenschule", *Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft*, 61 (1905), 573-592.
- [19] Lee, H.D.P., "The Legal Background of Two Passages in the Nicomachean Ethics", *Classical Quarterly*, 31 (1937) 129-40.
- [20] Lewis, T.J., "Acquisition and Anxiety: Aristotle's Case against the Market", *Canadian Journal of Economics*, 11 (1978), 69-90.
- [21] Lowry, S.T., "Aristotle's Mathematical Analysis of Exchange", *History of Political Economy*, 1 (1969), 44-66.
- [22] ———, *The Archaeology of Economic Ideas*, (Duke University Press, Durham) 1975.
- [23] ———, "Recent Literature on Ancient Greek Economic Thought", *Journal of Economic Literature*, 17 (1979), 65-86.
- [24] ———, "The Economic and Jurisprudential Ideas of the Ancient Greeks: Our Heritage from Hellenic Thought", in S.T. Lowry and B. Gordon eds., *Ancient and Medieval Economic Ideas and Concepts of Social Justice*, (Brill, Leiden/New York/London) 1998.
- [25] 丸山徹『数理経済学の方法』(創文社) 平成七年。
- [26] ———『新講・経済原論』(岩波書店) 平成九年。
- [27] マルクス、K.『資本論』1、長谷部文雄訳(河出書房) 昭和三九年。
- [28] Meikle, S., *Aristotle's Economic Thought*, (Clarendon Press, Oxford) 1995.

- [29] Pack, S.J., "Aristotle and the Problem of Insatiable Desires", *History of Political Economy*, 17 (1985), 391-393.
- [30] プラトンの『国家』藤沢令夫訳『プラトン全集』一 (岩波書店) 昭和五十一年。
- [31] Pringsheim, F., *The Greek Law of Sale*, (Weimar, Bohlau) 1950.
- [32] Rothbard, M.N., *Economic Thought before Adam Smith*, (Elgar, Brookfield) 1995.
- [33] Schumpeter, J.A., *History of Economic Analysis*, (Oxford University Press, New York) 1954.
- [34] Sherman, N. ed., *Aristotle's Ethics*, (Rowman & Littlefield, Lanham) 1999.
- [35] Singer, K., "Oikonomia: An Inquiry into the Beginnings of Economic Thought and Language", *Kyklos*, 11 (1958), 29-57.
- [36] Soudek, J., "Aristotle's Theory of Exchange: An Enquiry into the Origins of Economic Analysis", *Proceedings of American Philosophical Society*, 96 (1952), 45-75.
- [37] Spengler, J.J., "Aristotle on Economic Imputation and Related Matters", *Southern Economic Journal*, 21 (1955), 371-389.
- [38] Spiegel, H.W., "A Note on the Equilibrium Concept in the History of Economics", *Economic Appliquée*, 28 (1975) 609-617.
- [39] ———, *The Growth of Economic Thought*, (Duke University Press, Durham) 1983.
- [40] 高橋誠一郎「希臘及び羅馬に於ける價值學說」、『解放』第五卷第一号 (大正二十二年) 二二二-二二七。
- [41] ———「アリストオテレス經濟學」、『社会科学學研究』第一卷第三号 (昭和二年)。
- [42] ———「アリストオテレス經濟學の疑點」、『三田學會雜誌』第二二卷第一号 (昭和三年) 一一-二二。
- [43] ———「アリストテレスの『交換の正義』に就いて」、『經濟往來』第三卷第五号 (昭和三年) 一一-一一。
- [44] ———「アリストテレスの『流通の正義』ヒマルクスの其解釋に關する疑」(其二) 中に於ける福田博士の拙稿に対する批難に就いて」、『三田學會雜誌』第二二卷第三号 (昭和三年) 一五五-一六三。
- [45] ———『經濟學前史』(改造社) 昭和四年。

[46]
トムソン、G. 『ギリシヤの古代社會研究』 池田薫訳、上・下（岩波書店）昭和二九―三〇年。